

## 昇降機等の検査項目、検査方法及び判定基準

### 1. 告示制度

建築基準法第12条に基づく定期検査報告が適切に行われていなかったことが事故に繋がった可能性があるとの指摘から、法第12条に基づく定期検査報告が見直され、平成21年9月の施行では「戸開走行防止装置」や、「地震時管制運転装置」の設置の義務付けを含む、定期検査業務基準に関する告示が改正されました。

### 2. 制定の内容

定期検査の業務基準である日本工業規格（JIS A4302、JIS A1701）の、建築基準法上の位置付けを明確にするため、具体的な検査項目並びに項目ごとの検査方法、是正の必要性等の判断基準を告示で定めたものです。

制定にあたっての基本的な考え方は、以下のとおりです。

- (1) 検査の項目については、日本工業規格(JIS)に定められた項目をもとに、さらに細分化した。
- (2) 検査の方法については、出来る限り数値で判断可能となるように、定量化の方向で纏めることとした。
- (3) 判断基準については、定量化を行ったことにより検査資格者個人の裁量による判断を避ける方向でまとめた。
- (4) ここ数年発生した事故や不具告の状況から、ロープやブレーキ、車軸の探傷試験など、関係する部分について、重点的に検査綱目を細分化し、必要に応じて試験結果や写真の添付等を義務付けた。

この判断基準の内容については

- ・安全に係るもので、かつ、劣化・損傷が安全性に影響を及ぼす項目については、原則として「指摘なし」、「要重点点検の指摘あり」、「要是正の指摘あり」の3段階
- ・それ以外の項目は、「指摘なし」、「要是正の指摘あり」の2段階とされています。

◎それぞれの考え方の基本は次のとおりです。

#### ○要重点点検

今回の調査・検査までに「要是正」に至るおそれが高い状態であり、所有者等に対して日常の保守点検において重点的に点検するとともに、要是正の状態に至った場合は速やかに対応することを促すもの。

#### ○要是正

修理や部品の交換等により是正することが必要な状態であり、所有者等に対して是正を促すもの。

### 3. 大臣認定を受けた物件の考え

平成 20 年の改正により、定期検査は建築基準法施行規則第 6 条第 2 項で国土交通大臣の定める方法で行うものとされた。

このため、昇降機・戯施設設の定期検査は、法に置付けられた検査の項目、事項、方法、及び結果の判定基準に基づき行う必要があります。

また、製造者が建築基準法第 68 条の 26 に基づき、国土交通大臣の認定を受けた装置等の定期検査にあっても、製造者が示す検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準に基づき行うことと告示で定められています。

平成 20 年改正の施行前に大臣認定を受けた装置等の定期検査についても、製造者が示す検査の項目、事項、方法、及び結果の判定基準に基づき行ってください。

検査項目等の記載は、それぞれの「検査結果表」の当該検査項目を取消線で抹消し、上記以外の検査項目へ追記するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。なお、製造者が特に報告事項を示している場合は、その内容を記載してください。

以上